

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 目的

この法律において「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ること」が、「良好な自然環境の保全」のみならず「生物の多様性の確保」にもつながることを明確化するものとする。 (第一条関係)

第二 責務

国は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する科学的知見の充実に努めるものとする。

(第二条関係)

第三 広告に関する規制

一 希少野生動植物種の個体等は、環境大臣の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等であることを除き、販売又は頒布をする目的でその広告をしてはならないものとする。 (第十七条関係)

二 環境大臣は、一の規定に違反して希少野生動植物種の個体等の広告をしている者に対し、広告の中止その他の必要な事項を命ずることができるものとする。 (第十八条関係)

三 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、販売若しくは頒布をする目的で希少野生動植物種の個体等の広告をしている者に対し、希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項に

ついで報告を求め、又はその職員に、希少野生動植物種の個体等の広告に係る施設に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。 (第十九条関係)

四 登録等に係る国際希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的でその広告をするときは、その個体等について登録等を受けていることその他環境省令で定める事項を表示しなければならないものとする。 (第二十一条第二項関係)

五 環境大臣は、機関登録申請者が株式会社である場合において、その親法人が業として動植物の広告をしているときは機関登録をしないものとする。 (第二十三条第四項関係)

第四 国際希少野生動植物種の個体等の登録に関する事務手続の改善

一 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等について交付される登録票の様式を個体の区分ごとに定めること。 (第二十条第四項関係)

二 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、その登録に係る個体等の区分に変更を生じたときは、当該登録に係る登録票を環境大臣に提出して、変更登録を受けることができるものとする。 (第二十条第五項及び第六項関係)

三 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、その登録票に係る個体

等の主な特徴に変更を生じたときは、当該登録票を環境大臣に提出して、登録票の書換交付を受けることができるものとする。

(第二十条第七項関係)

四 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、氏名及び住所等に変更を生じたときは、当該変更が生じた日から起算して三十日を経過する日までの間に環境大臣にその旨を届け出なければならぬものとする。

(第二十条第九項関係)

五 登録票は、当該登録に係る個体等の区分に変更を生じた場合は、二の変更登録の申請をした場合を除き、その日から起算して三十日を経過する日までの間に環境大臣に返納しなければならないものとする。

(第二十二条第一項第二号関係)

六 二の変更登録又は三の登録票の書換交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（登録機関が登録関係事務を行う場合にあつては、登録機関）に納めなければならないものとする。

(第二十九条第一項関係)

第五 認定保護増殖事業に関する特例の追加

認定保護増殖事業等として実施する個体等の譲渡し等については、環境大臣の許可を要しないものとする。

(第四十七条第二項関係)

第六 地方公共団体に対する助言その他の措置の追加

国は、最新の科学的知見を踏まえつつ、教育活動、広報活動等を通じて、絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならないものとする。

(第五十三条第二項関係)

第七 罰則の強化

一 希少野生動物種の個体等の捕獲等、譲渡し等又は輸出入の違反行為に係る罰則を、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することに引き上げること。

(第五十七条の二関係)

二 希少野生動物種の個体等の陳列等に係る罰則を、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に引き上げること。

(第五十八条第一号から第三号まで関係)

三 希少野生動物種の個体等の広告の違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処することとする。

(第五十八条第二号関係)

四 希少野生動物種の個体等の捕獲等、譲渡し等又は輸出入の違反行為に係る法人に対する罰則を、一億円以下の罰金に引き上げるとともに、第五十七条の二の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合

合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間によるものとする。

(第六十五条第一項第一号及び同条第二項関係)

五 希少野生動植物種の個体等の陳列等に係る法人に対する罰則を、二千万円以下の罰金に引き上げ、希少野生動植物種の個体等の広告の違反行為に係る法人に対する罰則についても二千万円以下の罰金とする。

(第六十五条第一項第二号関係)

六 その他所要の罰則を整備すること。

第八 施行期日等

一 この法律の施行期日について定めること。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めること。

(附則第二条から第六条まで関係)

三 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、国際希少野生動植物種の個体等の登録等に係る制度の在り方を含め、この法律による改正後の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第七条関係)

四 動物の愛護及び管理に関する法律及び動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律につい

て所要の改正を行うこと。

（附則第八条及び第九条関係）